

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社今井組	愛媛県西条市丹原町来見 2 4 5 番地 3

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 8 月 4 日 から 令和 4 年 9 月 3 日 まで (1 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者である(株)今井組は、令和 4 年 2 月に愛媛県が発注した道路災害防除工事の一次下請業者であったところ、その請け負った工事の一部について、別業者と再下請契約を締結した際、当該業者がその業種の建設業許可を有するとの虚偽の内容を記載した再下請負通知を作成し、県から直接工事を請け負った元請業者に提出したことが、建設業法第 2 4 条の 8 第 2 項に違反するとして、愛媛県から建設業法第 2 8 条第 1 項に基づき指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号に該当する。

本件については、指名停止 1 ヶ月とする。

指名停止措置要領別表第 2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート 3-3 3

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線 2511)

総務部経理調達課長

大谷 繁 (内線 6311)

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一 (内線 2512)